

令和3年6月23日施行

令和4年6月22日改正

社会福祉法人暁泉会暁学園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人暁泉会暁学園定款の規定に基づき、役員等に対する報酬について定めることを目的とする。

(役員等の範囲)

第2条 役員等は、理事、監事、評議員、評議員選任解任委員をいう。

(報酬等の各年度の総額)

第3条 役員及び評議員の報酬の各年度の総額は、次に定める額を越えない範囲内の額とする。

(1) 理事 20万円

(2) 監事 20万円

(3) 評議員 15万円

(出席等報酬)

第4条 役員等が理事会・評議員会・評議員選任解任委員会の会議または監査、その他の業務執行のための会議(以下、「会議等」という。)に出席したときは、1回5,000円を支給し、その内訳は、会議出席報酬3,000円(給与所得の源泉徴収税額表(日額表乙覧)による源泉徴収税額控除後の金額)と旅費2,000円とする。

ただし、同日に併せて会議等に出席した場合は、旅費は1回分とし会議出席報酬についてのみ出席回数分を支給する。

2 役員等または理事会・評議員会・評議員選任解任委員会の依頼を受けて事業運営に係る会議等に出席する第三者委員等については、前項に準じて支給する。

3 理事、監事又は評議員が、定款第26条第2項又は第13条第4項の規定に基づく書面によるみなし決議において意思表示をしたときは、第1項の会議出席報酬額と同額の報酬を支給する。

(監査業務報酬の支給の基準)

第5条 監査業務報酬の支給の基準は、監事1名につき、監査業務1日当たり1万円(給与所得の源泉徴収税額表(日額表乙覧)による源泉徴収税額控除後の金額)とする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

附 則

この規程は、関連する定款の変更の奥州市長による認可の日(令和3年6月23日)から施行する。

附 則

この規程は、評議員会の決議の日(令和4年6月22日)から施行し、令和4年4月以降の支給分から適用する。